

医療施設物価高騰対策支援金交付事業に関する Q&A

質問	回答
区内の病院・3床以上の診療所は対象とならないのですか。	東京都では病院及び有床診療所を対象とした支援金事業を行います。本事業はその対象とならない診療所、薬局を支援するための区独自の施策です。 なお、2床以下の有床診療所は東京都、江戸川区のどちらかの支援金を受け取ることができますが、 重複しての申請はできません。
区内で施設を開設していますが、法人所在地は区外です。申請できますか。	申請できます。 開設者の住所（法人所在地）に関係なく、区内に所在している医療提供施設の開設者を対象としています。
法人所在地は区内ですが、施設は区外にあります。申請できますか。	申請できません。 本事業は区内に所在している医療提供施設を対象としています。
保険医療機関・保険薬局の指定を受けていませんが、対象となりますか。	対象となりません（遡及については次の質問を参照下さい）。 なお、区の実施する中小企業向けの光熱費高騰対策事業の対象となる可能性があります。詳しくは12月1日の区広報をご確認ください。
名義変更により、10/1に遡及して保険指定を受ける予定ですが、事業の対象となりますか。	対象となります。 保険指定通知書を受領後に申請してください。
現時点で廃業の予定がありますが、申請できますか。	本事業は継続的に運営していただく意思のある施設を支援することを目的としています。廃業の予定がある場合は申請を差し控えてください。
在宅医療を実施しており、ガソリン代の高騰に関する支援金（または支援策）を受けていますが、申請できますか。	申請できます。 ただし、当該支援事業に光熱費に対する支援が含まれる場合は申請できません。
本事業の対象となる施設を開設していますが、中小企業向けの光熱費高騰対策事業を選択することはできますか。	選択できません。本事業の対象となる開設者は本事業に申請をしてください。 なお、保険医療機関・保険薬局以外の事業を運営している場合、当該事業については中小企業向けの事業を利用できます。
申請書の押印は氏名が自署の場合省略できますか。	省略できません。 会計規則上、 押印が必ず必要 となります。開設者の印（法人の場合は代表者印）の押印をお願いします。
複数の施設を開設しています。一括で申請することはできますか。	申請書の医療施設の欄に「別紙のとおり」と記載し、開設している施設の所在地、名称、区分（診療所、歯科診療所、薬局の別）を一覧で添付いただければ一括での申請も認めます。この場合、一覧にも申請者の押印をお願いします。参考様式を区公式ホームページに掲載していますのでご活用ください。
申請書を書き損じてしまいました。申請書を再送してもらえますか。	二重線で訂正し、押印欄と同じ印を押していただければそのまま提出いただけます。また、区公式ホームページから申請書をダウンロードすることもできます。印刷の上、記入押印いただき担当までお送りください。 〒132-8507（住所不要）江戸川区健康部健康推進課計画係 行